

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の読み替え表
 （電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十七号）による改正関係）

<p>読み替え前、かつ、特例の適用前</p>	<p>第二十五条 事業者は、放射線物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内を除く事業場内の週平均濃度の三月間における平均を第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度の十分の一以下にしなければならない。</p>	<p>第四十一条の九の規定による読み替え後 （傍線部分）</p>	<p>第四十一条の十第二項の規定による特例 （太字部分）</p>
<p>（飛来防止設備等） 第二十六条 事業者は、放射線物質を取り扱うことにより、放射線物質の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、労働者とその放射線物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「<u>装具</u>」という。）に付着しないようにするため、<u>ため板、幕等の設備を設けなければならない。</u></p>	<p>（飛来防止設備等） 第二十六条 事業者は、事故由来廃棄物等を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、当該作業に従事する労働者に第四十一条の九において準用する第三十九条第一項に規定する保護具を使用させなければならない。</p>	<p>※ただし書は準用されていない</p>	<p>※特例なし</p>
<p>（放射線物質取扱用具） 第二十七条 事業者は、放射線物質の取扱いに用いる<u>鉗子、ピンセット等の用具にその旨を表示し、これらを他の用途に用いては</u></p>	<p>（放射線物質取扱用具） 第二十七条 事業者は、放射線物質の取扱いに用いる<u>スコップ等の用具にその旨を表示し、これらを他の用途に用いてはならない</u></p>	<p>※特例なし</p>	

<p>2 (略)</p> <p>(放射線物質取扱作業室内の汚染検査等) 第二十九条 事業者は、放射線物質取扱作業室内の天井、床、壁、設備等を一月を超えない期間ごとに検査し、これらの物が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまで汚染を除去しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(放射線物質がこぼれたとき等の措置) 第二十八条 事業者は、粉状又は液状の放射性物質がこぼれる等により汚染が生じたときは、直ちに、その汚染が拡がらない措置を講じ、かつ、汚染のおそれがある区域を標識によつて明示したうえ、別表第三に掲げる限度(その汚染が放射線物質取扱作業室以外の場所で生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一)以下になるまでその汚染を除去しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>ならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>※読み替えなし</p> <p>(放射線物質取扱作業室内の汚染検査等) 第二十九条 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設内の天井、床、壁、設備等(労働者が触れるおそれのある部分に限る。)を一月を超えない期間ごとに検査し、これらの物が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまで汚染を除去しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(放射線物質がこぼれたとき等の措置) 第二十八条 事業者は、粉状又は液状の事故由来廃棄物等がこぼれる等により汚染が生じたときは、直ちに、その汚染が拡がらない措置を講じ、かつ、汚染のおそれがある区域を標識によつて明示したうえ、別表第三に掲げる限度(その汚染が事故由来廃棄物等取扱施設以外の場所で生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一)以下になるまでその汚染を除去しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(退去者の汚染検査) 第三十一条 事業者は、管理区域(労働者の</p>	<p>※特例なし</p> <p>(放射線物質がこぼれたとき等の措置) 第二十八条 事業者は、粉状又は液状の事故由来廃棄物等がこぼれる等により汚染が生じたときは、直ちに、その汚染が拡がらない措置を講じ、かつ、汚染のおそれがある区域を標識によつて明示したうえ、屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下に、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下になるまでその汚染を除去しなければならない。</p>	<p>(放射線物質がこぼれたとき等の措置) 第二十八条 事業者は、粉状又は液状の事故由来廃棄物等がこぼれる等により汚染が生じたときは、直ちに、その汚染が拡がらない措置を講じ、かつ、汚染のおそれがある区域を標識によつて明示したうえ、屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下に、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下になるまでその汚染を除去しなければならない。</p>

<p>身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならぬ。</p> <p>2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。</p> <p>一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるように洗身等をさせること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は事業場の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならぬ。</p> <p>2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。</p> <p>一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度以下になるように洗身等をさせること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(持出し物品の汚染検査)</p> <p>第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。</p> <p>2 事業者及び労働者は、前項の検査により</p>	<p>(持出し物品の汚染検査)</p> <p>第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。</p> <p>2 事業者及び労働者は、前項の検査により</p>
<p>身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は事業場の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならぬ。</p> <p>2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。</p> <p>一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度以下になるように洗身等をさせること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(持出し物品の汚染検査)</p> <p>第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。</p> <p>2 事業者及び労働者は、前項の検査により</p>		

<p>、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第三十七条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域まで運搬するときは、この限りでない。</p>	<p>(貯蔵施設) 第三十三条 事業者は、放射性物質を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた貯蔵施設において行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排気又は排液の施設) 第三十四条 事業者は、放射性物質取扱作業室からの排気又は排液を導き、ためておき、又は浄化するときは、排気又は排液がもれるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び排液が浸透しにくい材料を用いた施設において行なわなければならない。</p>
<p>、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設まで運搬するときは、この限りでない。</p>	<p>(貯蔵施設) 第三十三条 事業者は、事故由来廃棄物等を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた貯蔵施設において行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排気又は排液の施設) 第三十四条 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設、破砕等設備又はベルトコンベア等の運搬設備からの排気又は排液を導き、ためておき、又は浄化するときは、排気又は排液がもれるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び排液が浸透しにくい材料を用いた施設において行なわなければならない。</p>
<p>、当該物品が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設まで運搬するときは、この限りでない。</p>	<p>※特例なし</p>	<p>※特例なし</p>

<p>2 (略)</p>	<p>(焼却炉) 第三十五条 事業者は、<u>放射性物質又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染</u>されていると認められる物(以下「<u>汚染物</u>」という。)を焼却するときは、<u>気体が漏れるおそれがなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉</u>において行わなければならない。</p>
<p>2 (容器) 第三十七条 事業者は、<u>放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。</u>ただし、<u>容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がり防止のための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 事業者は前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、</p>	<p>2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(焼却炉) 第三十五条 事業者は、<u>事故由来廃棄物等又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物</u>(以下「<u>汚染物</u>」という。)を焼却するときは、<u>気体が漏れるおそれがなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉</u>において行わなければならない。</p>
<p>(容器) 第三十七条 事業者は、<u>事故由来廃棄物等を保管し、若しくは貯蔵し、又は事故由来廃棄物等若しくは汚染物を運搬し、廃棄のために一時ためておく、若しくは埋め立てるときは、容器を用いなければならない。</u>ただし、<u>容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がり防止するための有効な措置を講じたとき、事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき、又は第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 事業者は前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、</p>	<p>2 (略)</p>
<p>※第四十一条の十第一項の規定により、同項の要件に該当する場合には、適用されない</p>	<p>(焼却炉) 第三十五条 事業者は、<u>事故由来廃棄物等又は別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められる物</u>(以下「<u>汚染物</u>」という。)を焼却するときは、<u>気体が漏れるおそれがなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉</u>において行わなければならない。</p>

当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

用途	構造
空気を汚染するお ぞれのある放射 物質又は汚染物 を入れる場合 液状の放射性物質 又はそれによつて 湿っている汚染物 を入れる場合 放射性物質又は汚 染物を管理区域の 外において運搬す るために入れる場 合	(略) (略)

3 事業者は、第一項本文の容器には、放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。

(作業衣)
 第四十条 事業者は、放射性物質取扱作業室内において労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を備え、これをその作業

当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

用途	構造
空気を汚染するお ぞれのある事故 由来廃棄物等又は汚 染物を入れる場合 液状の事故由来廃 棄物等又はそれ によつて湿っている 汚染物を入れる場 合 事故由来廃棄物等 又は汚染物を管理 区域の外において 運搬するために入 れる場合	(略) (略)

3 事業者は、第一項本文の容器には、事故由来廃棄物等又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。

※第4項は準用されていない

(作業衣)
 第四十条 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設内において労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を備え、これをその

※特例なし

<p>に従事する労働者に使用させなければなら ない。</p>	<p>(喫煙等の禁止) 第四十一条の二 事業者は、放射線物質取扱 作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、 又は経口摂取するおそれのある作業場で労 働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し 、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇 所に表示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>作業に従事する労働者に使用させなければ ならない。</p>	<p>(喫煙等の禁止) 第四十一条の二 事業者は、事故由来廃棄物 等取扱施設その他の事故由来廃棄物等を吸 入摂取し、又は経口摂取するおそれのある 作業場で労働者が喫煙し、又は飲食するこ とを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の 見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>※特例なし</p>	